明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務三）　一

〔省　令〕

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一〇）　一

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務一六一）　二

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（同一六二）　二

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正への締約国の追加に関する件（同一六三）　二

○重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁三六）　三

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（厚生労働二二四）　三

○保安林の指定をする件（農林水産一一九九～一二一一）　三

○保安林の指定を解除する件（同一二一二～一二一四）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二一五、一二一六）　三

○建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示（国土交通七四五）　五

○建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示（同七四六）　五

○建設業法第十五条第二号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（同七四七）　五

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同七四八）　六

○第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（環境六一）　六

〔国会事項〕

内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　二

〔人事異動〕

内閣府　国家公安委員会　警察庁　二

〔皇室事項〕

官庁事項　三

〔官庁報告〕

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　五

国土調査の成果の認証の公告（国土調査の成果の認証の公告）　五

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等、宅地建物取引業法第六十七条第一項関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　六

特殊法人等

国土交通省共済組合定款の一部変更関係　六

会社その他

府令・省令

○内閣府・総務省令第三号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百四十九条第一項第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。　七

第二十八条第三項第三号中「第三百条第一項の規定若しくは」を「第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定」に改め、「第六号まで」の下に「若しくは第八号」を、「第三十九条第一項の規定」の下に「若しくは保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項の規定」を加える。　八

附　則

この命令は、平成二十八年五月二十九日から施行する。　八

省　令

○環境省令第十号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十七日

環境大臣　大塚　珠代

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。　九